

契 約 書 (案)

委託業務の名称 自殺対策SNS相談運営業務
委託料 金 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
委託の期間 自 令和 年 月 日
至 令和7年3月31日
契約保証金 契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を現金で納めなければならない。ただし、福島県財務規則第229条の規定に該当する場合は、免除することができる。

上記の委託業務について、委託者 福島県（以下「甲」という。）と受託者 ○○（以下「乙」という。）とは、次の条項の定めるところにより契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、この契約書に定めるものの他、自殺対策SNS相談運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務を遂行しなければならない。ただし、履行に必要な関連業務及び付随業務を含むものとする。
- 2 乙は、頭書の委託料の額をもって頭書の委託期間内に委託業務を完了しなければならない。
- 3 乙は、本業務を着手した際には、仕様書で定める委託業務着手届を甲に提出するものとする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、財務規則第229条第1項の1号、2号、4号、16号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務の調査等)

- 第4条 甲は、必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約の変更)

- 第6条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止若しくは打ち切らせ、又は契約期間の延長若しくは縮小等を求めることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(天変地異、不可抗力等による無償延期等)

- 第7条 天変地異その他乙の責めに帰すことができない事由により履行期限までに受託業務が完了できないときは、乙は甲に対し、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期限の延長の申し出をすることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第8条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため、必要が生じた経費は、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(有償延期及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に受託業務を完了できない場合において、当該期間後に完了する見込があるときは、乙は甲に対して、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期限の延長の申し出をすることができる。

2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に委託業務を完了する見込があるときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するものとする。

(実施計画書)

第10条 乙は、業務着手後10日以内に、委託業務に係る実施計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 乙は前項で提出した実施計画に変更が生じた場合は速やかに甲に通知し、甲の了承を得るものとする。

(業務完了及び検査)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに、完了報告書（様式第2号）を提出するとともに、業務が完了した日から30日以内に、甲に対し実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による業務完了報告書を受領したときは、受領した日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とするものとする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、適法な支払請求書により、甲に対して委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部又は全部を前金払することができる。

4 乙は、前項の規定により前金払いを請求しようとするときは、適法な前金払請求書を甲に提出するものとする。

5 甲は、その責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅滞した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払の日まで、年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数は切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)以下この条において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がこの債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(前条第5号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、以下第1号から第2号までの規定のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特別に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第16条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第17条 乙は、この契約による義務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を、遵守しなければならない。

（代表者変更の届出）

第18条 乙は、代表者の名義を変更したときは遅滞なく名義変更に係る登記事項証明書その他これを証する書面を甲に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第19条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした書類を整備し、委託期間満了後5年間保存するものとする。

（契約に定めのない事項）

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

氏 名 福 島 県
代表者 福島県知事 内 堀 雅 雄

乙 住 所

氏 名
代表者